

不許翻刻
慶應四年四月第三板

中外新聞

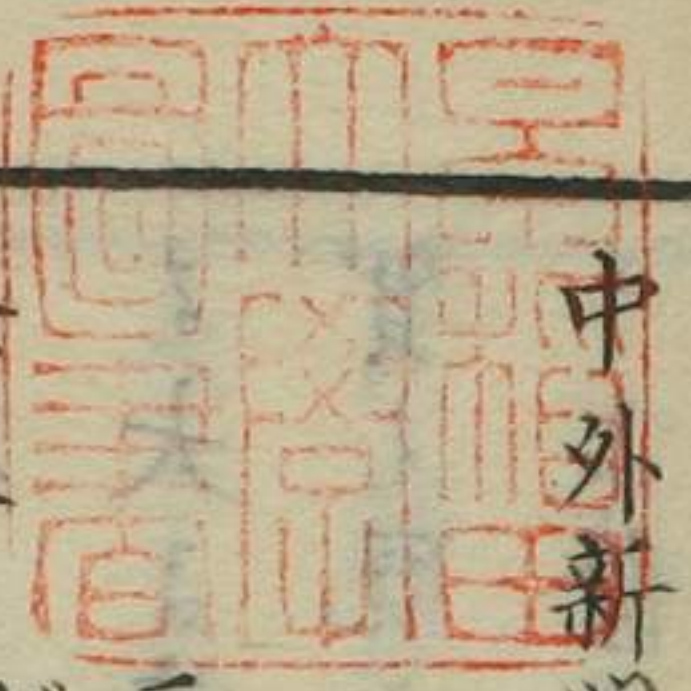
二卷

第八號
第十三號



中外新聞第八号

慶應四年三月廿一日



三月十五日の御觸書
此度 御征討使に差下相成今十五日江戸表に討入の風聞
有之に付に歎願相成以処 大総督府へ伺濟まで討入
の儀見合に旨參謀西郷吉之助相答に付屋敷并に市中共
猥に動搖いゝ意外の不都合相生に以てを以の外の儀に
付諸事静穏にいゝに沙汰相待に様可致に

三月

第八号

此頃中世上の風聞は三月初旬京都より騒動ありと云ひ
或は今日二日一戦ありと云ふ噂ありども全く傳聞の
誤あり信用をばうしん

數日前上方より来り一人の話を近頃薩長二藩より京都は
領地を献むるの議あり薩州は十萬石を奉り長州を先年侵
掠の地を献む可いと云ふ此二藩を多年の骨折りて王政
を復し加増をも願ふ可きと却て自ら地を献ぜんとする
を大に諸侯の地を削らんとする下心あるべし或は説は加
賀を既に此事を聞きて十萬石の地を献むべき旨を申出せ
しは薩人の取扱りて半高を差上くべしと云ひられば加州

人大に不平ある由其他詳ある事なほまじ相ふらざれども
京都の議論を多分諸大名の半高を差上げさるる事と成る
べしとの風聞あるよし

去る十五日頃より三街道の先鋒追々江戸へ入込み毎日市
中を巡見を然とどし先々平穩りて市中の者一同少く安
堵を何卒暴発の異変られなき様と致しし事あり此度
くの如く穩ありハ日光宮様の取扱殊に勝安房守の尽
力にて参謀西郷某の周旋に依り平和と成る由あり

○内觸書五通

近日以来追々同志を相うらむ隊名を私に唱へ甚しき者

を本勤有之輩と^{とら}いづども私よ隊へ加えり^らの者も有之哉^やと
相聞え心得違の事よ以後右様の儀を不相成^い尤^も此^こ筋
見込有之者^ら各其頭支配へ申立差図を可受^い

三月

近国村民騒立^{さわだち}いよ付為鎮撫^{ちんぼ}は差遣^{させん}の者^らの内より脱走^{だつそう}いよ
官軍へ對し不都合の所^{ところ}も有之哉^やの趣^{おも}相聞え右^{みぎ}の兼
く仰出され^{おほし}い^い趣意^{しゆい}よ相背^{さへ}き^い者^ら共^{ども}よ付嚴重^{じゆうじゆう}の^い處置^{ちぢぢ}可
有^あ之^の付^けて^い此^こ上^{かみ}心得違^{ごころちが}無^な之^の様^{よう}可^か致^{いた}す

三月

此^こ城^{しろ}田安中納言殿へ^に預^よ中^{ちゆう}の^い儀^ぎよ付諸^{しよ}向^{むか}ひ^に田安殿^{でん}の^い屋^や形^{かたち}

へ罷出^{まは}い^い用取扱^{もちあ}い^い様^{よう}可^か致^{いた}す^い委細^{いさい}の^い儀^ぎハ大目^{おほめ}付^けい^い目^め付^け可^か
は承合^{おんが}い

三月

三^{さん}海^{かい}道^{どう}官^{くわん}軍^{ぐん}の^い陣^{じん}營^{えい}宿^{しゆく}外^{がわ}近^{きん}傍^{ぼう}へ^に分^{ぶん}隊^{たい}止^と宿^{しゆく}相^あ成^{じやう}い^いよ付^け其^{その}段^{だん}寄^よ
く向^{むか}ひ^に通^{つう}達^{たつ}い^いよ^にさ^さる^るべき^{べき}事^{こと}

三月

東^{とう}山^{さん}道^{どう}総^{そう}督^{とく}岩^{いわ}倉^{くら}殿^{でん}の^い先^{せん}鋒^{ほう}四^し谷^こ新^{しん}宿^{しゆく}へ^に逗^と留^{りゆう}は^い致^{いた}す^い処^{ところ}同^{どう}所^{ところ}宿^{しゆく}
少^{せう}の^い趣^{おも}く^く市^{いち}谷^こ尾^び張^{ぢやう}殿^{でん}屋^や敷^{しき}へ^に今^{いま}十^{じゅう}八^{はち}日^{にち}繰^く入^{いり}相^あ成^{じやう}い^いへ^にど^{ども}
い^い進^{しん}撃^{げつ}の^い儀^ぎよ^に無^な之^のい^いる^る市^{いち}中^{ちゆう}鎮^{ちん}静^{じやう}い^いよ^に失^{しつ}礼^{れい}られ^るあ^あき^き様^{よう}
嚴重^{じゆうじゆう}相^あ心^{しん}得^{とく}可^か申^{まう}い^い

三月

尾州侯市谷屋敷へ入るるに多分土州因州の兵あり本郷高輪へも多く入込既に昨今を山城内をも遊歩を近頃板倉伊賀守も行方を知らん小栗上野介も采邑の辺にて土民の一揆を襲われ其後如何ありしや近藤勇も敗走の後行方詳あらん其外有名の劍客西洋学者医師等去て他郷へ往きし者頗る多し
日光山門主昨日駿府より山帰輿へ成りしに對談相整ひしや香も次冊に記をべし

酒客の多く病を發し長生し難き事古今万国皆然り但し左に記し一人の如きを奇ありと謂ふべし英吉利人の手記に曰ハムブルグの商人ホンホルンといふ者北二年の間一商社の長より故平日往来せし此年数の間も同人の飲むる酒の多き積り見るとフランスコの數三万五千六百八十及べり是を平均算當をれば一日の酒量大凡四壺半に過ぎる只今年齡九十歳より尚壯健あり北二年の内も平常より少く飲みしに只兩日あり一日は妻の葬式一日は娘の婚禮の日ありしと云

三月十三日出京都友人の書状より洛中至て平穩にて何事も
これなく市中一同安堵いづく居はとの趣且又遷都の事
付てを朝廷も色々評議されはる由あまども容易
に決定の相成申間敷は但し今上より近々大坂へ
行幸せらるべき由

右書状を慥ある便にて信用とべき者あり今月初旬上方
騒動あり趣或は天子比叡山へ行幸あり途中
鳳輦を奪ひ奉りあど種々の妄説有之はる世人
の迷を醒さん為らるる記は

又三月十一日出京都書状より曰 朝廷弥外國通信の開き
て既よ去る三日外国人参 内相濟申は尤去月晦日参 内
途中乱妨人有之は共右の儀ハ早速申談判濟は相成申は
去る九日 主上太政官役所へ 行幸座は前後の固め
を銃隊にて矢張西洋太鼓を打あり長門少将を立烏帽子
直垂其外は皆衣冠は座は仁和寺宮のい中より髪延ひ不
申白き直垂を召馬上は座は 主上ハ輦を召召は
拜礼の者山の如く座は京坂至て穩にて婦女子とも羣集
いづく花見等より出掛申は暴ある士至て少く町人あは大
悦び居は様子ハ座は

中外新聞第九号

慶應四年三月廿八日

夫れ新聞紙の起原を尋ぬるは、キタ 仙蘭西国より、キタ 寛永年中レ
 サノウドと云人始めて新聞雜報を集めガセト、フ フランス
 と名けて之を板行し、キタ 英吉利より、キタ 寛文三年ロゼルレスト
 ランツといふ人ゼ子ラルインホルメーリツと名けて始め
 て開板せしと云ふ、キタ 近代に至りては、西洋諸国を言ふも及
 び、キタ 近くハ唐国の上海香港印度のシंगाポールセイロン
 等を始めサントウス島の如き小国に至る中、キタ 新聞紙局を
 らざる国あり、キタ 新聞紙ハ人の智見を廣め、キタ 士農工商各其職務

も付て益有る事ハ衆人の知る所あれば論を待たざ然れども其行をさしと行をれざるは一を国風の異同は因り一を新聞紙の体裁は因り國人新聞を好むと雖も記を所悉く虚妄あり或を陳腐ありと見ハ看る人倦く之を廢を又著述の体裁を宜しけとも忌諱多くして朝政は閑る事を書記をを禁せられ或を実事を記をり芝居狂言の文句の如く地名人名を取替へて傳ふる如きを亦人の喜ぶざる所あり英吉利人を殊に新聞を好む且其国法書物の著述は禁制あり故に新聞紙の内は國政を批判し役人を謗る等の事なれども少くこれを咎むる事なく却て廷議の

参考とあり是故に英吉利國ハ新聞紙の盛ある事世界第一とて數年前新聞紙局の數ロンドン府は百六十ヶ處其他諸州は二百三十二ヶ所愛倫は百十七ヶ所蘇格蘭は九十四ヶ所ありといふ今ハ是れも倍をべしロンドンは出る新聞紙の最多く行をり者一度は七千万枚を摺出せり至る摺横濱より英人の新聞紙を摺始めしを去る文久三年以來にして今ハ其家三軒あり又西洋文を翻譯せり者二三種既に出つと雖どもいづれも外国人の手は出づる者あれば日本新聞紙といひ難し吾が江戸の開成所より七八ヶ年前出版せり事なれども其頃を看る人も少く且故より程ふ

く中絶せり然るに此等吾等の社中より海内海外の事を雑
つ記し出板して公行せしは市中も更あり近国も速に弘
まりて僅に一ヶ月の間既に購求を人千五百名に及べり
世人新聞を好むの時勢なれば依て察をべく文運の開け
るも亦推して知るべし近頃京都に太政官日誌といふ
書板行りて世に流行する然れども是を朝廷の公告あれ
を吾等が會社の着述を以て竊に比較せん事恐ろしき
は民間に流行する日本新聞紙の濫觴を此中外新聞ありと
言はんも亦過當よを非ざるべき歟

大樹公上野の岡に寺とてありて其ふとてうけし處を
うけれは 井上文雄
はもれ君うれりりちん此うくの世の中いりあり行
らむ

述懐

作者不知

自古英雄多數奇胡為大樹棄連枝斷腸三顧許身日揮淚南柯
入夢時萬死報恩志未遂半途墜業恨何涯暗知氣運推移去月
黑橋頭啼子規 或云會津侯之作

題しらん

伊達自得 紀藩

三吉野に雲井のさくら此春はいくらあるいふよさ記ある

らむ

風をのこころもあやふ櫻花さきひさひてとされとち
あり

向島の櫻の枝よげひつけくさうさ

とみ人しらん

都こそ思ひしうも面白し隅田川原の花の夕とえ

○

此頃英吉利コンシールの襲^襲まれし風説盛し行なれし故第六
号は其事を記せし後尚其虚実を探索せしと全く浮説^{ふせつ}として
実事と非を依てらしは断置^{せんち}く

西郷吉之助駿府より直^ま上京せし由來月帰着をぐし

○陸軍局布告の文

官軍の内筒拂^{うちす}ひこれ有るべき由は付万一砲^{やう}声相きとえい
とも決して動揺^{どうごう}いふれまどくは此段向て不洩^{ふせう}様相達せ
らるべきい

三月

○喧嘩^{けんか}をめぐりし始むるうらんとしつ話

児童教導書一則を訳出せ

いづれの処よりけりん父子同居しと二人の子至てむつま
しく暮^くを者けりたり父存生の間の絶えて物言^{ものごと}もあうりし

又父死せし時遺物の事よりて不図兄弟喧嘩を始めたり
然るに思ひつけあく其夜盜賊入りて右遺物の品々を奪ひ
去り是をわいて肝心の喧嘩の種ハ最早あくありしに
喧嘩ハ矢張止まず終ハ一生涯中悪く暮せしと我
先生曰一時一物の為ハ永久莫大の禍を引き出さず少く
す古今大小の事皆然り因て戒む小兒等々申してめつと
喧嘩を始むる事あら

○
京都より蒸気船三艘横濱に到着す大原侍従上陸しし由
去廿五日横濱より申越しし

英漢新聞紙曰唐国より各国へ條約取結びの爲に使臣を
差遣すにへき旨評決し今年五月よりめり亞墨利加合衆国
へ使節を遣すに

○横濱新報告

廿四日廿五日兩日ハ當地に於て 勅使大原殿各国公使を
尋問致され

東久世前少将殿外一人横濱奉行に任せられ外士官三人と
共ハ佐賀の蒸気船に乗し七八日の間ハ此港へ到着し運上
所其外悉く受取られし由夫々々の内當地を外国人預り支
配しし吳の様各国公使へ相頼され

天子の去る廿二日一万人許の兵を引率ひきりして大坂へ
御幸座い

三月廿六日

中外新聞第十号

慶應四年四月朔日

横濱の新報告

東久世前少将殿并肥前侍従三日の間は全權の勅命を
以て當港へ来著し各国公使と面會し其地の奉行并は向後
の事を取極むる談判をなすべき由よし

今上皇帝陛下大坂へ御幸の節六人の諸侯随従まがりせり即ち
長州備前越前肥前肥後藝州をられあり京都の留守は薩州へ
命せられ警衛おんべいし居い由

仙蘭西国公使レオンロセス君此度第一等全權ミニストル

又昇進し且同人代任の者西洋六月中は横濱へ来着りし
べくは左をればロゼス君は西洋七月中此表を出帆し帰国
相成るべくは右代任の者は是中やアレキサンドリヤの
ンブルゼ子ラールを勤めしウートレイといふ人の由申米
りい

三月廿七日

此頃中の役替 佐久間鍬五郎を町奉行に任し木村兵庫頭
を此勘定奉行松本直一郎を市中取締役の頭とある
向山隼人心願に依ては免

東本願寺へ大坂猫間川の由固めを仰付られ西本願寺へハ
役々冬内の節 御所内焚き出し方を仰付られし由上方
の文通は申越しし

同一文通の序は左の歎願書の写を差越しし是は會津侯
の重臣より大政官辨事役所へ出しし文章ありといふ

歎願書

謹而言上仕は老寡君容保後去る戌年京師守護職 命せら
れは処獎邑の儀を東奥の藩鎮より且京師を離れは事二百
餘里應援の道も覚束なく力をなかり其任は勝へさらん事
を恐し辞退申しへども其節は事体は艱難 皇国の安危

よかりたりは此場合故強て相勤むべき旨 命せられはよ
付数百年来の 隆恩奉報度 闔藩決議京師を以て墳墓の地
と心得罷登り大樹尊 王の趣意遵奉し周旋奉職仕は
然る処 凶らぐも 先帝不限の寵愛を蒙り 御賞誉の 宸
翰を下し賜り其外度く 御震筆は下置 恩賜の品くも
幾度とあく拜戴仕は元來容保儀誠実一心は屬精いし毛
髪も私意無座はよ付 先朝以來格別の 依頼を蒙り
大病の折は勿体あくる 至尊の由身を以て 内侍所は於
て 由祈禱は遊下君臣水魚の情態 宸翰の表も 由頭
より下 當朝よりくも 先帝以來 獻慮遵奉守護職掌相

勤以訊を以て 推任前後 天恩の有り難き主従感戴泣謝
罷在は随て大樹より度く褒賞有之彼是重くの 隆恩闔
藩肝膽は銘し冥加至極難有仕合奉存は前件の通 兩朝歴
然より 厚眷容保の誠実前後相替りは儀寸分も無之は伏
見戦争の儀は徳川内府上洛先供一同登京の途中発砲致さ
れ武門の習ひ止む事を得ば應兵一戦も及びはのみくを敢
て 闕下を奉犯は儀毛頭これあきハ万人の知る所は由座
は然るふ今日も於ては料らんも不慮の汚名を蒙りは段臣
子の至情日夜慟哭君冤を雪がされバ死さしも不止と闔藩
決心仕居は頑固の習凡何とも撫諭の道無之私共も於ては

至極苦心仕ゆる此上を片時も早く雲霧快情一藩の人民安堵仕の様幾重も奉懇願以上

田中土佐 外連名

別紙

宸翰の後を先帝の深意を為入に下置の故深く筐底に蔵め置のへとも藩中危急の今日差迫りゆ又付内へ覧入を奉りゆるの由垂憐は成下下恐御奏関の儀奉歎願の恐惶敬白

右願書を

宸翰并に御詠を添へて差出されし由

○三月廿六日横濱出板タイムス新聞

廿二日の朝奉行より觸れ出されし大原前侍従といふ公家勅命を奉りて横濱受取の為當港へ来着らるべき由あり此人紀州の蒸気船に乗込み廿三日入津を菊花の仰りて天朝の旗を望みて此地の役人等一時大に混雑せし様子あり

廿四日辨天よおいて勅使の仏蘭西にニストルと面會り又英吉利の公使館を訪らんとして本町通りを通行せらる其装の大名と大に異あり冠り物の西洋人の用ゆる巾廣の帽子と違ひ皆の如き見馴れぬ形の冠あり其人を若年よて

立派より利口らしく見請けしり

勅使直より布令書を出し肥前薩戸筑後の兵を率^{ひき}りて来りし由を觸知らし且箱根より江戸までの道筋を既^も悉く官兵より取切り聊も混雜^{まじり}の事なく氣遣^{きづ}ひこれおきし付外国の番兵を引取り以て不苦^く関門^{せきもん}其外番所等引渡し吳^ごと以様よりの掛合あり我等の方よりも勞倦^{ろうけん}せし兵卒の為を尤好む所ありし

大原前侍従を前將軍より命し置られし神奈川奉行を其^ま終^は再勤せしむしとの風聞ありし左におきて外様の大名一人を横濱の奉行より任^まり近^きく来着をべしといふ此人

を尚在京と云

今度俗務の役人も一人も来らば當^{あた}り運上所并^{なら}び諸役所先と是^これやの通江戸役人の取扱あり

北国よりの使^{つか}ひを勅使船より仙臺へ着岸^{まが}りし由をトレルと名くる船兵庫より来たり其^ま話^はを其船彼地を

出帆の頃天子大坂へ由幸あり程あり由乗船ありて江戸へ来らせりしべしとの風聞あり

ドル相場四十二匁七分五厘より四十二匁九分五厘
在留軍船英八艘佛二艘亞二艘宇漏生一艘商船廿五艘

渡部一郎 譯

又此座は云く○右の通ヤノワン氏より申来りといへ共
吾自ら仙蘭西文を訳る事能む依て友人入江文郎に乞
て之を翻訳せしむ出板近日より先づ此事を記して
以てヤノワン氏の厚意を酬むと云ふ

四月二日 柳河春三識

去る朔日 勅使柳原殿江戸へ下着あり
此頃中山陽山陰二道の諸国へ去冬の如く神符の類あま
降り是より依て至て賑あり
京都出板の大政官日誌三月中卷八より既より出来し由

て友人の許より一冊つゝ送り越しより右を上方より何
方の書林より自由で賣買する由あれども當時飛脚屋荷
物運送差支へ江戸より手に入り難し他日善き都合を得
て彼地の書林へ引合ひ此新聞紙と交易しと両地互に相弘
むべきなり
帝鑑間諸藩より京都へ歎願書を出しは処謝罪の儀尤も
いへ共大総督立置られは上の其手を経むるに
され難きよりの由付札有之因て駿府へ帰り右願書差出
大総督の落手も成りし由
仙臺へ遣はされし由
勅使九條殿并澤殿薩長の兵を率

松島へ軍船して到着し瑞巖寺に一泊其後養賢堂といふ学校に滞留のよし

大概平次即ち磐溪を仙臺にて大番頭とあり周旋役を勤めたり

同家の家老伊達将監是亦歎願書を以て出府の由

近日横濱へ来着りべき人名を東久世前少将肥前侍従并

又徴士井関齊右工門大隈八太郎陸奥陽之助等ありと云

去る三月廿六日白銀今里村南部遠江守下屋敷火茶庫破裂し死者二人

題しらん

大神の牧

けくれつるは名ををまけ何事しーのふの岡の花り白雪

○四月二日の觸書

此度一橋殿田安殿の連名の歎訴状一橋殿に持参東海道

官軍大総督官の方への参上且若年寄大目付の目付の

同様為歎願置出の處上様の恭順の謹慎の誠意相頭と

れは又付ての寛大の思召を以て沙汰の品に先鋒総督

より勅諭を以て仰出さるべくは段仰渡されは又付て

と何れも此上兼ての趣意厚く相守り弥相慎み居は様可

致し

右の趣向へ早に可相觸以

四月

○京都の觸書の写

此度の一新に付石清水宇佐箱崎等八幡大菩薩の称号止めさせられ八幡大神と奉称の様 仰出されし事

中古以来某権現或ハ牛頭天王あど稱し其外佛語を以て神号に相稱し神社少くは何とも其社の由緒に基づき称号相改め可申事

但し勅祭の神社を伺出の上相改め可申其餘の社の裁判鎮臺領主支配頭等へ申出相改め可申各相改りの

上を當局へ届出可申事

佛像を以て神体と致し神社を以来相改可申事

附り本地あど唱へ佛像を社前掛け或ハ鰐口梵鐘

佛具等の類差置きい分の早に取除け可申事

今般王政復古旧弊を一洗を為在はに付諸国大小の神社

よかいて僧形して別當或ハ社僧あど相唱へは輩の復飾

は仰出は若復飾の儀無餘儀差支られ有る分を可申出は

仍て此段可相心得事

但し別當社僧の輩復飾の上は是までの僧位僧官返上勿論は官位の儀を追て 此沙汰在らせらるべき旨



伺の通々 仰出の事
 當今の處衣服を淨衣きんぎょいして勤仕可致事
 右の通相心得復飾い〜い面々當局へ届出可申上い也
 辰三月 神祇事務局
 ○
 比叡山并よ三井寺の僧徒へ還俗の事を仰出され〜と
 の風聞あり虚実をい〜と詳あり〜
 勅使橋本殿柳原殿昨四日山入城相成い傳り〜
 亞墨利加へ買入〜と鉄船去る二日横濱よ着以軍艦役並
 小笠原健藏岩田平作乗込〜と来り



の風岡あり虚実をいす、詳ありん
 勅使橋本殿柳原殿昨四日入城相成以
 亞墨利加にて買入し、鉄船去る二日横濱より着以軍艦役並
 小笠原健藏岩田平作乘込て来り

中外新聞第十二号

慶應四年四月十日

御宸翰之御写

朕幼弱を以て粹^{みづか}又大紗^{おほさ}を紹^{しやう}ぎ^い来^ら何^{なん}を以て万国^{ばんこく}又^{また}對立^{たいりつ}し
 列祖^{りやくそ}又^{また}事^{こと}へ奉^{ほう}らんやと朝夕^{あさゆふ}恐懼^{きようぐ}又^{また}堪^たへ^ざり^{あり}窈^{いさ}又^{また}考^{こう}
 ふ^ら又^{また}中葉^{ちゆうえつ} 朝政衰^{あそ}へ^てより武家權^{ぶけけん}を專^{せん}らふ^ら表^{あらわ}の^ち朝^あ
 廷^{てい}を推尊^{おしそん}して実^{じつ}を敬^{けい}してこれを遠^{とほ}ざ^け億兆^{いっせう}の父母^{ふぼ}として
 絶^たえて赤子^{せきし}の情^{じやう}を知^しる事^{こと}能^{あた}は^ざり^{ざる}様計^{さまけい}り^{あり}遂^{ついに}は億兆^{いっせう}の
 君^{きみ}より唯名^{ただな}のみ^{なり}成^なり^{なり}果^{はた}そ^れが^な為^なる^{なり}今日^{けふ} 朝廷^{ていてい}の尊^{そん}重^{じゆう}
 を古^{いにしへ}又^{また}倍^{ばい}せ^らる^る如^{ごと}く^{ごと}く 朝威^{あそい}の倍^{ばい}衰^{あそ}へ^て上下^{じゆうじゆう}相^あ離^りる^る事^{こと}



霄壤の如くかくる形勢かたちも何を以て天下も君臨くんりんせんや今般朝政一新の時もあらず天下億兆一人も其処を得ざる
と死しの皆朕が罪あれば今日の事朕自身しん骨を勞し心志を苦しめ艱難かんなんの先も立ち古列祖の尽させ給ひし蹤あとを履み治蹟ちせきを勤めてこそ始めて天職てんしやくを奉りて億兆の君も
所も背りざらば往昔列祖萬機を親らし不臣のあり有れは自ら將としてこれを征ししまひ朝廷の政もすべて簡易かんいとして如此尊重あらざる故君臣相親しんして上下相愛し徳沢天下も洽しあく国威海外も輝かがやきあり然るも近來宇内大も開け各国四方も相飛雄あひぶるの時もはらり獨我邦のみ世界

の形勢もうちとく旧習を固守し一新の效をえりらば朕徒らも九重中も安居し一日の安を偷ぬすみ百年の憂を忘るる時を遂も各国の凌侮を受け上も列聖を辱しめ奉り下も億兆を苦しめん事を恐る故も朕らも百官諸侯と廣く相誓ひ列祖の偉業を継述し一身の艱難かんなん辛苦を問わば親ら四方を經營し汝億兆を安撫し遂も万里の波濤を拓開し國威を四方も宣布し天下を富岳の安きも置らん事を欲す汝億兆旧來の陋習も慣なれ尊重のみを朝廷の事とあり神州の危急を知らば朕一も足あしを奉らば非常も驚おどろき種々の疑惑ぎくを生し万口紛紜ぶんんとして朕が志を成さざら

むる時ハ是 朕をして君より道を失せしむるのみあらん
後て 列祖の天下を失せしむる也汝億兆能く 朕が志を
体認し相率かて私見を去り公議を採り 朕が業を助て
神州を保全し 列聖の神灵を慰し奉らしめば生前の幸甚
あらん

右 由宸翰の通廣く天下億兆蒼生を 思食させ給ふ
深き 由仁惠の 由趣意は付末との者に至るまで敬
承し奉り心得違ひこれあくは国家の為は精く其心を
尽すべき事

三月

總裁

輔弼

三月九日 皇帝陛下大政官代へ 行幸在らせられ三職を
召させられ親より蝦夷地開拓の事件を 由下問有之由
一同開拓可然旨を奉答其後酒肴を賜せり由
同月廿日頃の事ありし下總結城の家臣其主君に叛きて籠
城せしり忽ち落城せりと云ふ
近国処より一揆起りて穩あらざる風聞あり看官慥ある報
告ららば投与し玉ふべし
上方より来りし人の話より京都より世禄を廢止するの論あり

り付て先づ公家より始めざれば天下は普ねく行かずべ
うらぐ依て公家の世祿を廢する事不日と布告するべしと
の評判ありと云

箱館も奥州諸藩へ引渡して成る由彼港の江戸役人等ハ
近日帰着るべし

北陸道の勅使岩倉殿下着りて浅草東本願寺に止宿せ
らる

○ウスリ地方の説図一枚添付是は仏蘭西の

氏の贈りし者あり○原本ハ魯西亞人の著述ふ
て是を仏蘭西文に訳し地學會社新聞冊の中は載

せしり即今一千八百六十八年の刊本あり

入江文郎 訳

去る一千八百五十九年魯西亞政府より黒竜江

圖中はアムール川と云る者即ち黒竜江あり

ウスリ川及び其屬地の水辺并に東海の岸に蕃殖せる樹林

を見分るる為は樹林掛り甲必丹ブダイクを頭取とし

て三人の地形学者を遣はし此諸士官四年間穿鑿を成

し學問上は甚切要なる箇條を多く集録せり扱ブダイクを

氏を其僚佐の集める材料と自己の考索とに依りて三部

の書を著しし其標題左の如し

第一黒竜江ウスリ川及びウスリの向岸の地方は生植せら

諸種樹木の事を記しし物産書

第二此度尋ねし地方は於て魯西亜より植民するは適當

ある場所の樹林の記

第三此地方の凡土の概略

右の書を姑く差置きブライクホフ氏黒竜江ウスリ川の辺及

ひ東海諸岸の国土の図を作れり其図の大きさの真形二百万

分一より右の諸士官の集説及び前人の諸書は據りて作

れり者あり但し此板本を縮刻されし凡四百万分一

其穿鑿しし海濱の国土を北緯四十二度より五十五度

至り英京グリーンランドの東經百三十度より百四十二度

至る是れ遠大の曠土より其内の諸地方を氣候土性地形

甚不同り此地方の内重立ちし山脊をいれしシコタ

アリン山脈より黒竜江と東海を注入する諸川との間隔

を成る此山脈をいれし世は著崗せば且其最高峰の幾何

を知るは只知を渡りし所をいれし此山北方より大は低

く成り一方殊はカンカイ湖よりサイフンは往く路の処

て終は曠野とあり雨水は依て滋潤を取る

此地方は於て最要用ある湖水はカンカイ湖ありカンカイ

を元來漢語より地中の海と云ふ義あり種々の讀声ありて

カンカともキンカともシ子カイとも唱ふ此湖水の積大凡
空ルスト平方あるもの一千箇あり

空ルストを魯西亞の一里より我九町五十二間と當る
其最長き処の第六の固場よりレフーの川口まで九十空ル
ストより最廣き四十乃至八十空ルストあり此湖の測
量いさゝ精密あるよと至らざれ共衆説と據るよ其底五サ
空ルニは過る処あり水涯より一空ルスト離れて其底半ア
ルニより深き処の殆んど稀あり

サ空ルニは七尺の名より我七尺一寸許アルニはサ
空ルニの三分一より我二尺四寸弱あり

此湖の七川の水これと注入を扱をれより出る川をスニカ
チヤ川あり湖の周圍の多くて曠野あり其野の屢々雨降り
て灌溉を其時およそ窪き処を變じて巨大の湖とあり彼此
突起ある処を小島の如し一千八百六十一年は於て喫水二
尺の蒸気船を以てスニガチヤの河道を離れて此曠野を駛
行しつり山の側面此湖と傾接するを尺ニケ処ありツリ
ログ固場の辺及び子キエ河口と漁師岩の固場との間お
り湖の中腹はあり東及び東南の処にてアスキカンカイ
一夕ウカヤと云へる第二の湖あり長さ三十空ルスト幅
二空ルストより五空ルストに至る狭き地腰ありて二湖の

間隔を成る湖の周辺に草木甚と多うらざれとも遠く離れ
ざり諸山は松林なり

カンカイ湖を甚ど烈風多し三日の間静あり事の稀あり湖
上より起る烈風暴雨の根原を考究するは湖水の占位せる廣
谷の周圍は於て其山を深谷は断截せられ温度の僅の変は
て凡其断截の間を吹過するあり
湖より洩れ去る水流スレガチヤを湖とウスリ川との間
て蛇行して曠野を貫けり此川水の湖より出る所は魯西亜
の固場及び支那の石ニ湖詳を建てりスレガチヤ川を屢
溢して曠野は灌ぐ或る一年の内数度及ぶ事あり其濱は

を樹木甚稀あり

レコタアリニ山よりウスリ湾の直線の方角へレブー川
五十名ルストの長さ奔注を河辺の溪谷皆豊草の地より
其源を諸高山の中は在り松杉の密林夾列を河の中腹も樹
林夥し此処は平菓沙梨櫻杏等の樹なり

ボレエテ湾より一千八百六十一年九月一日より一千八百
六十二年九月一日までの温度レオウムル氏の寒暖計より
夏十六度五十三分秋四度九分冬を氷点下七度六十二分春
を五度六十一分一年平均中等の度の四度八分あり
ボレエテ湾を大抵氷結する事あり年中着船するは妨あり

ウラライウラストクを一月間或ハ半月間氷結をオルガ及びウ
ラライミル湾に於てハ大凡二月半程も凍こもりり此兩湾ウラライミルの間の
海の氷ハ甚薄うすし且年々必しもこれならず非モホルタエン
ペリマルの港ハ十一月の上旬より三月の下旬まで凍結以
カストリニコラエスク二港の間に於てハ黑竜江十一月の
初より五月十日或ハ廿日頃まで氷の下ニ潜流せんりゅうをウスリ川
を只十一月の末ニ初めて氷を覆おほふ然れどもノエルの辺ニ
於てありてハ氷上の通行を試る者あり此川ニマルの辺或
をそれより前の處よりハ氷ありスイフィンを大凡四ヶ月の
間凍り其水流甚と迅疾じんぱつあれば氷其全面を覆おほふ且其甚北

方ニ倚よる處よりハ亦然りホードスンガリ川ニ於て見る
所と同様あり故ニボラ及びエマを只彼此の處より凍こる
のみ ○訳文尚長ながくれば後冊ニ続出つづを

○日本國當今急務五ヶ条の事

- 一 我日本の永久獨立国こくとすべし決きして他国の附屬ふぞくとす
るべし
- 二 我日本獨立せんと欲せば是ニ相應せる国力を起さざ
るべし
- 三 右国力を起さんと欲せば 日本國中宜く一致を

四 日本国中の一致せん事を欲せば国人をして悉く政府の政に從をすむべし

五 国人をして政府の政に從をすべし然んと欲せば政府をして廣く日本国中の説を採るべし決して一方の説に泥むべし

右五ヶ條西洋国法学の大綱領に基づきて我国當今の急務を揭示をすとのあり

戊辰四月 江戸閑成所 神田孝平識

○附西洋国法学に關する書目

万国公法 既刻 西洋事情 既刻 同外篇 近刻

泰西国法論 既刻 經濟小学 既刻 隣草 未刻

英政如何 近刻

○題しらば

君とあまらうらをらからいとみあふ都もひあもらもはりの世や

あまらあま玉も何ぞ世む瓦と共よくしけゆく世の
或曰、安房守義邦 勝

打手の使まうりすらるゝとみ人あしらば

あまらわく 我世もおあし浮雲の上野の櫻今うちらむ

下恐以書付奉歎願は

一 私共後下賤の身を以て恐を不顧奉歎願は後も甚以
奉恐入は^{かきまかりし}に後また座はへ共是れで数年来泰平の^{ごあんざ}恩沢
に浴しはも全く 天朝并は 徳川家の^{とくわん}に徳沢は座は
今日の^{たま}に場合下賤の身より更は奉存は後は無座はへ
共追々町奉行所より江戸市中へ觸出されは書付等の趣は
てを下恐東叡山は^{ひまわ}に謹慎罪を一身は引請諸人の苦を
出救ひは遊度厚き思召の程如何も難有奉恐入涕泣の至
は座は然る処追は 先鋒は^{せんぷう}に繰入相成は付市中一同
晝夜寐食を忘は恐宿罷在は^{きやうくまうり}何卒廣大の 慈悲を以て下

この者共より安心仕は様 此憐愍の^{れんみん}に沙汰は成下置は
様一同奉願上は以上

慶應四年辰四月五日

連名九十餘人

右に 先鋒の宿所へ差出は難願書して^{なんげんしょ}駒込

巢鴨小石川音羽太塚谷中本郷菊坂辺町と町人惣代

名主加判の書面あり

○ 福沢諭吉の藏板西洋旅案内といふ書を重板は西洋事
情後編と名づけて賣出せし者あり其名前任所相分りは
板元へは知らせは下度は

重板の万国普通の嚴禁あり然るに奸商往々此禁を犯る者
少くなく此度の制度の一折柄何卒此律を嚴正より
玉ちん事海内著述家の至願あり

中外新聞第十三号

慶應四年四月十三日

仙臺侯の建白書

此頃浪華の書信中より此一通を寄せ來る依て即
ち印刷を但其写本極めて匆卒に写しつゝ者
見えり往々誤脱讀之難き處あり今筆に随て一
二を補正を雖も尚悉く訂正を事能くは看官若
し善本を得む幸よこれを校正せしむ

就徳川□□叛逆為追討近日 官軍東海東山北陸三道より
可令進發の旨は 仰出付てを奥羽之諸藩宜知尊 王之

義相共ニ謀援六師征討之决旨 由沙汰之趣以由書付由
仰渡猶又會津容保此度徳川□□叛逆よ与一 錦旗へ砲発
大逆無道可_レ以_レ發征伐軍以_レ間臣慶邦一手を以て本城襲撃速
よ可奏追討之功旨 由沙汰之趣謹て奉畏以若松東北の一
孤城と雖も臣慶邦一手よ襲撃_ニ 仰付由段を武門の面目
も叶ひ難有奉存以速よ一藩中よ布告出陣の用意仕 官
軍由進発の期よハ速よ應援襲撃可仕以然_レ處弊藩奥海の濱
よ僻在仕道路遼遠 朝廷由決議の由深旨も詳細不奉辨畿
内上国之形勢等唯_レ傳聞而已真偽虚実明白決_レ難_レ固陋
一隅の見を以て言上仕以_レ儀千万恐悚の至よ奉存以ハ共既

又廣く言路を開_レせられ以上を存付の次第黙止居以てハ
臣子_ノ分難_レ不顧忌諱左よ奉言上以 王政復古 朝議由
一新の折柄一旦天下の兵を以て為_レ動関東 由征伐_ニ為_レ在由
段ハ乍恐重大の事件深き 叡慮も_レ為_レ在以上とハ奉存以
ハ共天下の人心帰着仕以事_ニ無_レ之以てハ難_レ為_レ成然_レよ
先達て□□御用_ニ為_レ在矣 内可仕旨由沙汰よ付會桑等先
手よ仕上京仕以中途右両藩より 官軍へ砲発仕以ハ叛逆
無_レ紛大逆無道の朝敵よ付追討將軍を以て 由征討_ニ為_レ在
以趣由布告よ相成以_レ処□□臣下等布告の趣よ_レハ先手の
者関門へ差掛り以_レ節俄_ニ薩藩勢より及_レ砲発不得止争闘よ

至り由有之如何も倉卒紛擾の間砲発いづれ先孰
れ後分明不相辨凡聞も有之臣慶邦 水沙汰の趣を奉疑
□□布告の旨を信すは曾て無座はへ共発砲前後判
然不相辨より人心疑惑十は八九を可有之是を人心一定不
仕一条は座は徳川祖先數百年の禍乱を定め撥乱反正大
勲勞を今更申上の迄もこれあく累世偃武修文海内を鎮靜
仕の事既は二百餘年の久き及び運澆季は属し武威漸く
不振遂は嘉永癸丑年以來外夷陸續紛至人心騷然其間は
□□處置宜を得を失体不當の儀不少も可有之はへ共今日
よ至り既は政令帰一公平正大の旨を以て 皇国を安んず

奉らんる為は政權を 朝廷は奉歸の上を又何事を企望仕
可奉背 朝廷哉と人心の疑惑十は八九は可有之是人心一
定不仕二条は座は方今 王政復古紀綱一新万民刮目の
聖運は相當繼天立極万世無窮の由大策は為建誠は親民
如赤子民の奉仰 朝廷又如父母一夫不得其所者なきを欽
慕仕は折柄一朝海内の兵をば為動無辜の万民水火塗炭の
苦は陷りの段可哀可憐之至必 幼帝の 聖慮はは為出い
よは有之間敷と人心の疑惑十は八九は可有之是人心一定
不仕は三条は座は□□既は退去仕は後泰然不動恭順罷
在は由然る先年毛利大膳大夫家来共 闕下は於て砲発

仕以役を一時卒尔の誤一旦朝敵の汚名を蒙り以て共真情
実意明白に相顕むれ以上を寛大の仁恕を以て官位復
故入京御免に成下り此後□□とて一旦祖先の大功を
以て棄徒らに発砲の前後を以て叛名を以て定めて諸藩
の心服を勿論下り賤民に至るまで感服を仕間敷人必の疑
惑十に八九に可有之是人必一定不仕四條に座に抑又外
夷の交通の儀追々多端に成當今既に十餘国に相
及び此時に當りて一旦天下の兵を動し四海鼎沸の勢に至
り以て彼等と雖も必を坐して傍觀を仕間敷各國帝王の
指揮を受け如何あり挙動に及び以て難計然る時ハ此國辱

を宇内の万民に流し姿にも相成人心の疑惑のみあり
す寒心杞憂痛哭仕以者又十に八九に可有之是人心一定不
仕五條に座に彼是を以て深思熟慮仕以よ 朝廷より出
師追討の儀暫く此用捨此為在□□等此譴責の儀廣く諸藩
の論定を以て為天下に共正大公明無偏無黨の公論に帰
し以て處置に在るに必ずしも不勞六師彼自ら服従可仕
此段竊に奉懇願企望に古語にも輝徳不輝兵を先王の美德
と仕又裴晉公の處置得宜能服其心と申格言も此座に
是是等の處に此目的を以て注 王政復古曠世に成業に
大成に為在る様仕度臣慶邦微衷 此諒察偏に奉希望に若

一不然一旦赫怒萬民の服不服をも由問無之躁急由追討
と申事にてハ諸藩の向背も難計海内分裂群雄割據慶元以
前より十倍もりの大乱を醸し加之外夷其衅を窺ひ皇國古
今未曾有の事変を生し却て轉福為禍と申ものより千万非
計之得者也臣慶邦竊も痛心恐惶仕以不肖の浅見菲論極め
て由採用よも相成間敷とを覚悟仕以へ共如是由成運
の機會も黙止仕以てを却て不忠の筋も當り可申と不顧
越俎謹て奉言上以臣慶邦誠恐誠恐頓首謹言

二月 日

仙臺中將

鴨西外史評通篇叙事詳密章法分明無隔靴之憾假令其言

不必中肯綮尚不失黃絹幼婦之稱也况其所論確不可拔乎

○四月七日夜 於平岡丹波守宅申渡

塚原寛十郎

名代姓名略を

兼て逼塞ヒツサイに 仰付置以塚原但馬事重罪より依り可よ處
嚴科の処格別の寛典寛典を以死一等可よ宥 勅諭勅諭に付由裁許
の品可申渡処出奔に付尋出以様可よ致以

小野内膳

兼て逼塞ヒツサイに 仰付置以其方事重罪より依り可よ處嚴科
の処格別の寛典を以死一等可よ宥 勅諭勅諭に付永由預の格

揚座敷へは差遣りの也

龍川播摩

兼て逼塞に 仰付置以其方事可_レ處嚴料の處格別の寛典
を以て處置可致旨 勅設_二付永蟄居_一に 仰付に

平山図書

同文言

設樂備中

兼て登城見合の様相達置以其方事可_レ處嚴料の處格別の
寛典を以て所置可致旨 勅設_二付蟄居_一に 仰付に

榎本對馬

同文言

室賀甲斐

同文言

附門

大久保主膳

戸田肥後

同文言

永井玄蕃

兼て逼塞に 仰付以其方事云々同文言

右之通

○
去月廿六日 皇帝陛下自ら御船に乗りけり天保山辺に碇
泊しける外国船を巡見しける此時諸船より祝砲を發せ其
声天に響くと云ふ是は横濱新聞に載る所あり
三條殿中御門殿并に毛利淡路守各其嫡子を学藝傳習の爲
に英吉利に遣はせり

英人サトウ曰新聞紙を成る丈事實をよく糾して実説を載
せる様はまことに其故に天下の人民に信用せらるる物あれ
ば其關係小あらざるを以てあり大久保氏の建白會津藩の
歎願書あつてを以て最も佳あり吾既ち英文に訳して新

聞局へ贈り是は日本の事情を外国人にも廣く知らしめ
んが為あり

同人又曰第二号にサトウは土州侯の側近なりと記せり是
傳聞の誤あり吾只土州容堂老侯の病に依て醫士齊リスを
周旋せしのみ

